

環境負荷の小さい物流体系の構築を目指す実証実験 応募要領

この応募要領のほか、申請書の様式、CO₂ 排出削減量の計算方法等については下記ホームページで取得することができます。 <http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/butsuryu-index.html>

公募対象となる実験計画

- 1 幹線輸送において、CO₂ 排出量削減のための事業計画が、荷主と物流事業者の共同で策定されていること

(幹線輸送 ... 輸送の発着地が複数の都道府県にまたがるか、輸送距離が 50 km 程度以上あるもの)

[CO₂ 排出量削減策の例]

- ・トラック輸送から海運利用、鉄道利用への転換
 - ・大型化や共同化等によるトラック輸送の効率化
 - ・大型低公害車やスーパーエコシップ等の新技術の導入
- 2 新規貨物を扱う計画でないこと
 - 3 既に開始されているものや、補助金交付決定前に開始を予定しているものでないこと
 - 4 平成 14 年度「幹線物流の環境負荷低減に向けた実証実験」または平成 15 年度「環境負荷の小さい物流体系の構築を目指す実証実験」の認定を受けた実験でないこと(認定取り消しとなった実験を含む)
 - 5 補助金の交付を必要とする事業内容であること
 - 6 現行の法制度の範囲内で実施可能であること

補助金額等

- 1 補助対象費目 輸送方法の転換に要する追加的経費(施設・設備の調達費、情報システム開発費等)仕入控除の対象となる費目の消費税相当分は補助対象となりません。
- 2 補助金額 補助対象事業費の 1/3 とし、上限は 1 億円とします。
ただし、補助金交付決定時よりも実績額が減となる場合、支払額は実績額の 1/3 の額となります。
- 3 補助対象期間 補助事業開始から 1 年以内(単年度)

申請方法

所定の様式に申請者名、実験名称、実験内容、CO₂ 排出削減量、過去 2 年間程度の輸送実績等を記入し申請書の原本と副本の各 1 通および同じものの電子データを、申請者の所在地を管轄する地方運輸局等の担当窓口へ提出してください。

- 1 申請様式 冒頭に記載の国土交通省ホームページから取得してください。
- 2 申請者 共同申請する全ての申請者の代表印(契約に関する権限のある者の印)が必要です。
代表窓口となる幹事社を設定してください。
- 3 内容説明 申請に際しては、実験内容について各地方運輸局等の担当者に詳しく説明してください。
- 4 応募締切 一次募集 平成 16 年 5 月 31 日 二次募集 平成 16 年 9 月 30 日

CO₂ 排出削減量の計算方法

端末輸送も含めた、発着地間の総行程で発生する CO₂ の削減量を計算してください。

トラック輸送から海運・鉄道輸送への転換や、トラックの大型化、共同輸配送、低公害車の導入等により CO₂ 排出量を削減する計画における CO₂ 排出削減量の計算においては、使用する輸送機関別 CO₂ 排出原単位、燃料別 CO₂ 排出原単位、空回送時や高貨物輸送時の取扱い等について、「環境負荷の小さい物流体系の構築を目指す実証実験 CO₂ 排出削減量の計算要領」を参照してください。

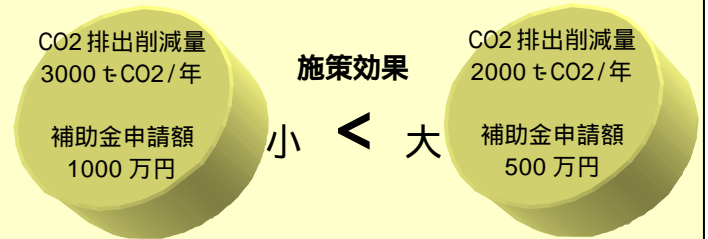
新技術の開発により CO₂ 排出量を削減するものなど、上記によりがたい場合は、独自の計算方法により算出してください。その際は計算方法の妥当性について詳しく説明した資料も併せて提出してください。

認定方法

- 1 推薦 応募された各実験計画は学識経験者等からなる「環境負荷の小さい物流体系の構築を目指す実証実験検討会」で審査され、補助対象実験として相応しいものが推薦されます。
- 2 認定 推薦された実験計画のうち、施策効果（補助金 100 万円あたりのCO₂ 排出削減量[$\text{tCO}_2/\text{年}\cdot\text{百万円}$]）が大きいものから順に予算の範囲内で国土交通省が認定します。（オークション方式）
- 3 認定通知 各地方運輸局等を通じてお知らせするほか、国土交通省のホームページで公表します。
- 4 認定の取り消し 認定後に計画を大きく変更したり、CO₂ 排出削減量の実績が計画に満たない場合は、認定を取り消す場合があります。

オークション方式

認定にあたっては、補助金 100 万円あたりのCO₂ 排出削減量[$\text{tCO}_2/\text{年}\cdot\text{百万円}$] (= 施策効果) により各実験計画を順位付けいたします。
 実験期間が 1 年未満の場合のCO₂ 排出削減量は 1 年あたりに換算せず、期間中の総量を使います。

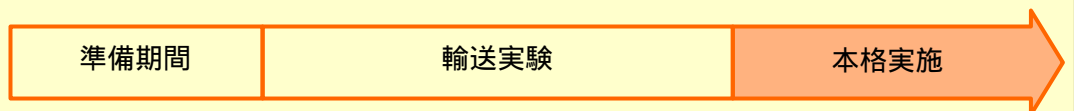


平成 16 年度の実施スケジュール (予定)

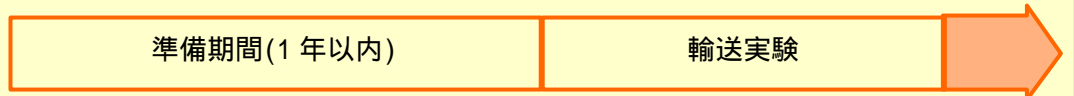
4 月 1 日	応募要領の公表
5 月 31 日	一次募集の締切り
6 月下旬	検討会(一次募集分の推薦)
6 月末	認定する実験の発表
7 月中旬	補助金交付申請の受付
7 月下旬	補助金交付決定の通知 順次事業開始
9 月 30 日	二次募集の締切り
10 月下旬	検討会(二次募集分の推薦)
10 月末	認定する実験の発表
11 月中旬	補助金交付申請の受付
11 月下旬	補助金交付決定の通知 順次事業開始
2 月中旬頃	実験の実施状況報告書の提出
3 月中旬	検討会(実証実験の評価)
3 月下旬	補助事業の完了実績報告書の提出、補助金額の確定、補助金の請求
4 月中旬頃	補助金交付

標準的な事業の流れ

年度内に
輸送開始する場合

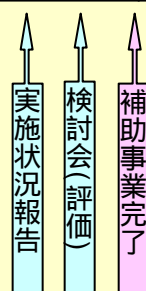
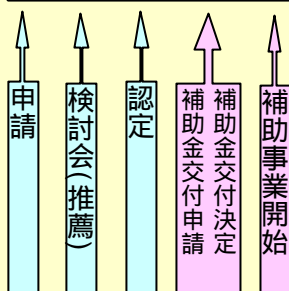


次年度に
輸送開始する場合



平成 16 年度

平成 17 年度



認定関係の手続き等

補助金関係の手続き等

その他

- 1 実施状況報告 認定を受けた実験については、毎年2月頃に実施状況を報告していただきます。また、実験の途中経過や問題点等について、所管地方運輸局の担当者に適宜報告・相談を行ってください。
- 2 成果の公表 本実験の成果は他の荷主企業・物流事業者の参考となるものであり、認定された実験については、企業秘密等に当たる部分を除き、実験内容や実施結果を広く公表することを原則としています。認定を取り消した場合もその旨公表いたしますのでご了承ください。
- 3 実験計画の変更 認定を受けた後に実験計画を変更する際は、所管地方運輸局の担当者と相談の上、所定の様式により計画変更届を提出してください。なお、実験計画の主要項目の内容が大きく変更され、当初の計画と同一の趣旨を保てなくなった場合は認定を取り消します。

申請窓口、お問い合わせ先

北海道運輸局 企画振興部物流振興・施設課 (011-290-2722)

管轄 北海道

東北運輸局 企画振興部物流振興・施設課 (022-791-7508)

管轄 宮城、福島、岩手、青森、山形、秋田

北陸信越運輸局 企画部物流振興・施設課 (025-244-6116)

管轄 新潟、長野、富山、石川

関東運輸局 企画振興部物流振興・施設課 (045-211-7210)

管轄 東京、神奈川、埼玉、群馬、千葉、茨城、栃木、山梨

中部運輸局 企画振興部物流振興・施設課 (052-952-8007)

管轄 愛知、三重、静岡、岐阜、福井

近畿運輸局 企画振興部物流振興・施設課 (06-6949-6410)

管轄 大阪、京都、奈良、滋賀、和歌山

神戸運輸監理部 総務企画部企画課 (078-321-3144)

管轄 兵庫

中国運輸局 企画振興部物流振興・施設課 (082-228-8701)

管轄 広島、鳥取、島根、岡山、山口

四国運輸局 企画振興部物流振興・施設課 (087-835-6358)

管轄 香川、徳島、愛媛、高知

九州運輸局 企画振興部物流振興・施設課 (093-332-8082)

管轄 福岡、長崎、大分、佐賀、熊本、宮崎、鹿児島

沖縄総合事務局 運輸部企画室 (098-866-0031)

管轄 沖縄

国土交通省政策統括官付政策調整官(物流担当)付

(03-5253-8111 内線 53-315)